

## 一般廃棄物焼却処理施設維持管理計画書

- 1 受け入れる一般廃棄物の種類及び量が本施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に必要な当該一般廃棄物の性状を確認するとともに、受入量を計量器（トラックスケール）により計量する。また、廃棄物の性状分析を定期的に行う。
- 2 施設への一般廃棄物の搬入量に基づき運転計画を策定し、本施設の処理能力を超えないよう管理する。
- 3 一般廃棄物が施設から飛散する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、飛散した一般廃棄物の回収その他、生活環境の保全上必要な措置を講ずる。
- 4 施設の正常な機能を維持するため、下記のとおり定期点検整備及び機能検査を行う。
  - (1) 施設の日常点検及び月例点検を行う。
  - (2) 施設定期補修工事 年 1 回
  - (3) 中間検査及び定期機能検査 各 1 回／年
- 5 本施設からの悪臭の発散を防止するため、散水設備、排水設備、換気設備、脱臭設備を設置し、衛生を維持する。
- 6 はえ等の発生の防止に努めるとともに、随時及び定期的に清掃を行い、構内の清潔を保持する。
- 7 騒音規制法及び振動規制法の規制基準を準用し、周辺地域における生活環境の保全に努める。
  - (1) 騒音規制基準 敷地境界線において 昼間 70dB 以下 夜間 60dB 以下
  - (2) 振動規制基準 敷地境界線において 昼間 65dB 以下 夜間 60dB 以下
- 8 施設から発生する生活排水は、本施設の建設場所が下水道未整備地域であるため、敷地内に設けた合併処理浄化槽で処理した後に放流することとし、水質は浄化槽法に基づく水質基準以下となるように維持管理する。なお、プラント系の排水は、施設内で循環して再使用するので、施設外への放流は行わない。
- 9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間以上保存する。
- 10 施設の煙突から排出されるガスにより、生活環境上支障が生じないよう廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準をはじめ、大気汚染防止法及び環境基準等を順守することとし、性能維持のため定期的にはばい煙に関する検査を行う。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律基準値

項 目	単 位	国の基準値	施設管理値
一酸化炭素	ppm	100	30

(2) 大気汚染防止法基準値（O<sub>2</sub>12%換算）

項 目	単 位	国の基準値	施設管理値
ばいじん	mg/m <sup>3</sup> N	150	10

硫黄酸化物	ppm	約 2,600 (K=17.5)	50
窒素酸化物	ppm	250	100
塩化水素	ppm	約 430	100

(3) ダイオキシン類特別措置法基準値

項 目	単 位	国の基準値	施設管理値
ダイオキシン	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	5	1

- 11 燃焼室温度については、自動燃焼制御と運転員による監視により 800℃以上を維持するとともに、異常な高温とならないよう制御する。
- 12 灰ガス処理装置の入口温度は、200℃以下に制御する。